

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日は、  
翌日となる)

## 目次

◇告 示 騒音規制法による規制地域及び規制基準

### 告 示

#### 鳥取県告示第五百五十二号

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域並びに特定工場等において発生する騒音についての規制基準を次のとおり定めたので、同法第三条第三項及び同法第四条第三項において準用する同法第三条第三項の規定により告示する。

この告示は、昭和四十六年六月二十四日から施行し、昭和四十四年六月鳥取県告示第三百八号（騒音規制法による規制地域及び規制基準について）は、昭和四十六年六月二十三日限り廃止する。

昭和四十六年六月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域  
鳥取市及び米子市の区域のうち別図に示す地域
- 二 特定工場等において発生する騒音についての規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (午前八時から午後七時まで)	朝夕 (午前六時から午後八時まで、午後七時から午後十時まで)
第一種区域 別図において黄色で表示した区域	六十ホン	五十ホン
第二種区域 別図において赤色で表示した区域	六十五ホン	六十五ホン
第三種区域 別図において青色で表示した区域	七十ホン	七十ホン
第四種区域		六十五ホン
		夜間 (午後十時から翌日の午前六時まで)

（「別図」は、省略し、その図面を鳥取県庁及び関係市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。）